

政府の自転車に対する考え方とこれまでの取組

- 自転車は、環境に優しく、国民に普及した交通手段であり、災害時の移動や、国民の健康の増進、交通の混雑の緩和等に資するもの。
- 環境、交通、健康増進等が重要な課題となっている我が国においては、**自転車の活用の推進に関する施策を充実させることが重要。**



- 平成28年に、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的とする**自転車活用推進法**を制定するとともに、平成30年に、同法に基づく国の責務を定めた**第一次自転車活用推進計画**を策定し、政府として講ずべき措置や達成すべき目標を策定
- 現在は、最近の社会情勢の変化を踏まえ策定された、**第二次自転車活用推進計画の計画期間中**（令和3年～令和7年まで）

< 第一次自転車活用推進計画からの社会情勢の変化等 >

コロナ禍における生活様式・交通行動の変容

情報通信技術の発展

高齢化等も踏まえた「安全・安心」

脱炭素社会の実現に向けた動き

新たな低速小型モビリティの登場（自転車通行空間への影響）

第二次自転車活用推進計画に掲げられた目標

【目標1】 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

< 具体的な施策 >

- 地方公共団体における計画策定・施策実施の推進
- 路外駐車場等の整備や自転車通行空間上の違法駐車取締りの推進等
- シェアサイクルの普及推進 等



【目標3】 サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現

< 具体的な施策 >

- 国際会議や国際的なサイクリング大会等の誘致
- 世界に誇るサイクリング環境の創出

ナショナルサイクルルート紹介チラシ（英語版）



【目標2】 サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現

< 具体的な施策 >

- 自転車通勤等の推進
- 情報通信技術の活用の推進 等



【目標4】 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

< 具体的な施策 >

- 交通安全意識の向上に資する広報啓発活動の推進や指導・取締りの重点的な実施
- 学校等における交通安全教室の開催等の推進 等

これらの目標を達成し、持続可能な社会を実現するため、自転車利用の推進を一層図ることが必要

⇒こうした観点から、警察も、自転車の安全な利用を促すための取組を推進